

東京都情報公開条例の施行について（抜粋）

平成 11 年 12 月 20 日

11 政都情第 366 号

各局長、青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長} あて

東京都情報公開条例の施行について

第 12 条関係（開示決定等の期限）

第 1 趣旨

- 1 本条は、開示請求に対する実施機関の応答の期限について定めたものである。
- 2 日数は、開示請求があった日の翌日から起算する。
- 3 第 2 項の「やむを得ない理由」とは、実施機関が、開示請求に対して、開示請求のあった日から 14 日以内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をする事ができないおおむね次のような場合をいう。
 - (1) 一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る公文書を短期間に検索することが困難であるとき、又は開示請求のあった公文書の内容が複雑で、期間内に開示決定等をする事が困難であるとき。
 - (2) 開示請求があった公文書に都以外のものに関する情報が記録されているため、都以外のものの意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等をする事が困難であるとき。
 - (3) 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、期間内に開示決定等をする事が困難であるとき。
 - (4) 年末年始等執務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をする事が困難であるとき。
- 4 「60 日を限度としてその期間を延長することができる」とは、やむを得ない理由により、14 日以内に開示決定等をする事ができないときは、開示請求があった日から 60 日以内に開示決定等をしなければならないとする趣旨である。

なお、この期間延長は、原則として、再度行うことはできないものとする。
- 5 第 3 項は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例を定めたものである。
 - (1) 「開示請求に係る公文書が著しく大量である」とは、開示請求を処理する部署において、開示決定等に関する事務を 60 日以内に処理しようとする時、当該部署の通常事務の遂行に著しい支障が生ずる程の量をいう。
 - (2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業

務上看過しえない支障をいう。

(3)「相当の部分」とは、本項が、開示請求に係る公文書について、開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が 60 日以内に努力して処理することができる部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

(4)「相当の期間」とは、残りの公文書について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。

(5)「本項を適用する旨及びその理由」には、開示請求に係る公文書が著しく大量であること、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが、通常の行政事務の遂行に著しい支障を及ぼすことを具体的に記載するものとする。